

平成 2 2 年 度

(第 1 回)

能 美 市 都 市 計 画 審 議 会

日 時 平成 2 2 年 8 月 2 5 日 (水)
午前 1 0 時 0 0 分 ~

場 所 能美市根上学習センター
1 階 講堂

次 第

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委員の紹介

4. 審議事案

小松能美都市計画 栗生地区地区計画の決定について

5. その他

6. 閉 会

能美市都市計画審議会委員

委員数 15名以内

・学識経験を有する者（第2条第2項第1号）

委員	能美市農業委員会会長	又村 一夫
委員	能美市商工会会長	田上 好道
委員	金沢工業大学教授	森 俊偉
委員	北陸先端科学技術大学院大学特任教授	山本 外茂男

・市議会の議員（第2条第2項第2号）

委員	能美市議会議長	高木 雅宣
委員	能美市議会産業経済常任委員長	福田 豊

・関係行政機関の職員（第2条第2項第3号）

委員	石川県南加賀土木総合事務所長	東出 孝良
委員	石川県南加賀農林総合事務所長	尾重 和彦
委員	石川県南加賀保健福祉センター所長	柴田 裕行

・市民（第2条第2項第4号）

委員	能美市町会連合会会長	中村 三朗
委員	たけもと農場	竹本 敏晴
委員	能美市婦人団体協議会会長	中川 美子
委員	佐野郵便局長	山野 優子
委員	能美市教育委員会委員	木戸 真津子

審 議 事 案

議案番号	議 案
議案第1号	小松能美都市計画 栗生地区地区計画の決定（市決定）について

能美市都市計画審議会 殿

能美市長 酒井 悌次郎

能美市都市計画審議会付議案件について

都市計画法第19条第1項の規定により、下記の案件を能美市都市計画審議会に付議
します。

記

議案番号	議案
議案第1号	小松能美都市計画 栗生地区地区計画の決定（市決定）について

議案第 1 号

小松能美都市計画地区計画の決定(能美市決定)

小松能美都市計画 粟生地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名 称	粟生地区 地区計画	
位 置	能美市粟生町地内	
面 積	51.3 ha	
区域の整備・開発および保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、美川 IC から約 7 km の地点に位置し、北側には手取川、西側には国道 8 号が通過し、赤井工業団地に隣接している交通至便で、自然環境豊かな地区である。</p> <p>地区計画の策定により、産業の振興を図るため適正な土地利用を誘導し、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区西側に立地する赤井工業団地、能美工業団地と一体化した産業振興ゾーンとして、周辺環境と調和した機能的で活力ある産業空間の創造を図る土地利用を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の自然や田園風景との調和など良好な景観及び環境の創造のため、建築物等に関し、次の制限を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の敷地面積の最低限度 2. 建築物等の用途の制限 3. 壁面の位置の制限 4. 建築物の形態又は意匠の制限 5. かき又はさくの構造の制限 6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

2 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	1. 建築物の敷地面積の最低限度	2,000㎡(但し、既に2,000㎡未満の敷地となっている場合は、敷地を分割しない限り建築物を建てられる。)
		2. 建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。但し、次の各号に該当する場合においては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場、倉庫及び店舗(以下、「当該工場等」という。)と一団の敷地で総合的に建設されるもの ・ 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舍 ・ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの <p>(2) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 風俗営業法第2条第1項第5号から第8号までに定める低照明の飲食店等、他から見通すことが困難な飲食店等、マージャン屋、パチンコ店、スロットマシン又はテレビゲーム店等</p> <p>(4) 風俗営業法第2条第6項第1号から第6号までに定める浴場業(俗称『ソープランド』等)、興行場(俗称『ストリップ劇場』等)、宿泊休憩施設(俗称『ラブホテル』等)、物品販売業(俗称『アダルトショップ』等)その他これらに類するもの</p> <p>(5) 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』)等</p>
		3. 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から次の各号に掲げる境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。</p> <p>(1) 道路境界線については 3m</p> <p>(2) 隣地等の境界については 1m</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	4. 建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、原色を避け、周囲の環境に調和したものでなければならない。 広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、周囲の景観と調和したものでなければならない。
		5. かき又はさくの構造の制限	原則として、道路境界から1.0mの範囲におけるかき、さくの設置については、透視可能なフェンスとする。 ただし、コンクリートブロック、レンガ、石積等を設置する場合には、当該地盤面より高さ0.6m以下とし、これらを透視可能なフェンスと組み合わせて設置してもよい。
	土地利用に関する事項	6. 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	(1) 道路沿いの3mの区域においては、次の各号に掲げる場合を除き、緑地以外の土地利用をしてはならない。 ・ 出入口を設置する場合 ・ 企業名板及び外灯を設置する場合 ・ かき又はさくを設置する場合 ・ 電気設備等の工作物を設置する場合 ・ 公共・公益上やむを得ない場合 (2) 敷地内の緑化を積極的に進め、周辺環境との調和に努めなければならない。
この地区整備計画については、公共用地には適用しない。			

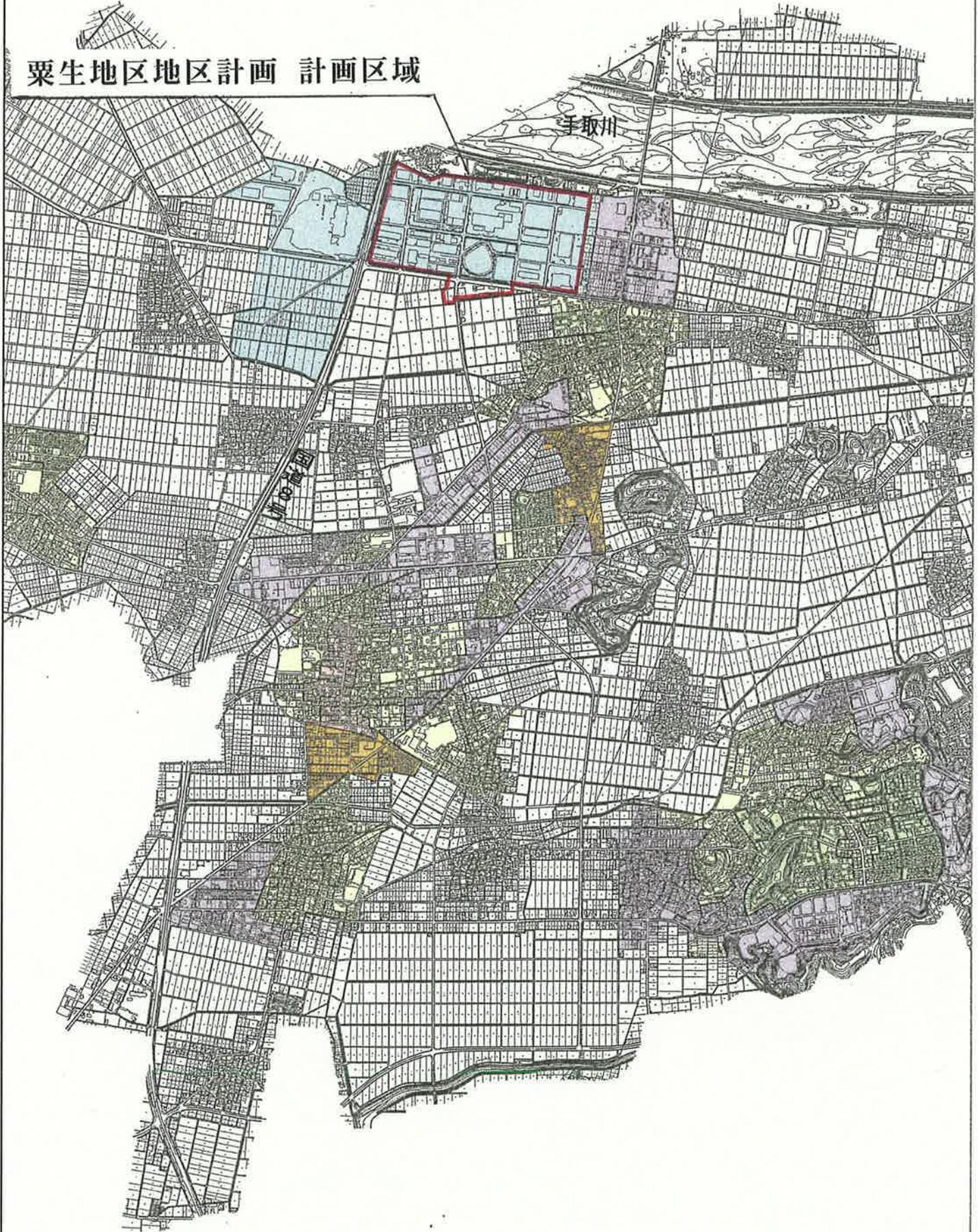
「区域は、計画図表示のとおり」

理由

交通利便性の優れた能美市粟生町の粟生工業団地及び周辺地区において、一体化した産業振興ゾーンとして適正な土地利用を誘導し、周辺環境との調和を図りながら、良好な景観を形成、維持していくため、地区計画を決定する。

位置図

粟生地区地区計画 計画区域



計 画 図

栗生地区地区計画区域

凡 例

 地区計画の区域

小松能美都市計画地区計画決定計画区域の概要

箇所名	面積 (ha)	用途地域	容積率	地区計画の内容
			建ぺい率	
栗生地区 (能美市栗生町西、あ、ヨ)	51.3	工業地域 (一部市街化調整区域を含む)	200/60	別紙参照